

相楽東部広域連合立学校の通学区域等を指定する規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立学校設置条例（平成 21 年相楽東部広域連合条例第 9 号）及び学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定により、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第 2 条 学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(就学すべき学校の指定)

第 3 条 就学予定者の就学すべき学校は、その者の住所により第 2 条に規定する別表に基づいて指定する。

2 前項の住所とは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の定めるところにより就学予定者及びその保護者（親権を行う者、親権を行う者がいないときは未成年者後見人をいう。）と同一の世帯に属する届出人が届出た住所をいう。

(指定通知)

第 4 条 学齢簿児童生徒は、教育委員会から指定された学校へ入学しなければならない。

2 政令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、別記様式によるものとする。

(指定変更)

第 5 条 前条の規定にかかわらず教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立によりその指定した学校を変更することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による申立書を受理したときは、その内容を審査し、申立に関する適否を決定し、当該申立者に通知するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

学校名	通学区域
相楽東部広域連合立笠置小学校	笠置町全域
相楽東部広域連合立和束小学校	和束町全域
相楽東部広域連合立南山城小学校	南山城村全域
相楽東部広域連合立笠置中学校	笠置町全域・南山城村全域
相楽東部広域連合立和束中学校	和束町全域

第 年 月 日 号

保護者 住 所
氏 名

相楽東部広域連合教育委員会

入 学 通 知 書

学校教育法施行令第5条の規定によって下記のとおり入学に関するお知らせをいたします。

記

		通知書番号	
児童・生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
入 学 指 定 校			
入 学 期 日	年 月 日		
備 考			

【留意事項】

- 1 入学式の日時及び準備備品についてのお知らせは、当該学校長から連絡いたします。
- 2 この通知書の内容に誤りがある場合、又は住所を変更された場合は、速やかに下記連絡先までご連絡ください。
- 3 入学指定校の変更を希望される場合は、通知書到着後2週間以内に下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

京都府相楽郡和束町大字中小字平田23-1
相楽東部広域連合教育委員会 学校教育課
電話 0774-78-4335